

広域連合と道州制の関係について

1 関西広域連合設立案における記述

広域連合は府県との併存を前提とした設置根拠も道州とは異なる組織であり、広域連合がそのまま道州に転化するものではない。

地方分権改革を直ちに進めるため、国の出先機関改革の具体化が迫るなか、関西においては、現行制度のもとでの府県の主体的な取組により、府県では受けることのできない広域的な事務、権限の受け皿となる広域連合制度の活用を目指す。

道州制を含めた将来の関西における広域行政システムのあり方については、今後、関西広域連合の活動実績を積み重ねたうえで、当然のことながら関西自らが評価し検討していくものである。

2 広域連合と道州制の制度比較表

	複数府県による広域連合	道州制
設置の根拠・位置づけ	現行の地方自治法に基づく 特別地方公共団体	新たな法律に基づく広域行政体
府県制度との関係	存続（広域連合と併存）	廃止

3 広域連合と道州制のイメージ

	広域連合	道州制
手続	現行制度に基づき実施	国が法律を制定して実施
現状		
将来		
備考	①：府県独自の事務 ②：府県から移譲する事務（府県で取り組んでいる事務） ③：府県から移譲する事務（関西全体で取り組んでいない事務） ④：国が処理している事務	